

高石市国土強靱化地域計画

令和 3 年 3 月

高石市

目 次

はじめに	1
第 1 章 市の特性	2
1. 地域特性	2
2. 想定される自然災害	4
第 2 章 基本的な考え方	5
1. 国土強靱化の取組みについて	5
2. 市が取り組む意義	5
3. 基本的な方針	6
第 3 章 脆弱性評価	9
1. 評価の枠組みと手順	9
2. 評価の実施	10
第 4 章 具体的な取組みの推進	23
1. 概要	23
2. 具体的な取組み	25

はじめに

本市は、大阪湾に面し、コンパクトな市域ながら内陸部の住宅地を中心とする市街地と臨海部の工業地帯の両方を持つ他に例のない都市として発展してきました。山地や丘陵地などはないものの、市民の憩いと健康・スポーツ活動の場となる多くの公園があり、市外からも多くの人々が訪れています。

昭和 56（1981）年ごろまでは、大阪都心のベッドタウンとして人口が伸び続けていましたが、現在では、社会的な要因で人口が減少傾向にあります。市街化調整区域等の見直しを行うなど、人口増加を図る取り組みを進めるとともに、若い世代からお年寄りまで、幅広い年代の人々が安心して住み続けられる都市を目指しています。

しかしながら、平成 30（2018）年には大阪府北部地震や台風 21 号が近畿地方に大きな被害をもたらし、巨大化傾向にある台風や豪雨等の様々な自然災害を経験しています。このような自然災害に負けない持続的な都市の成長、都市機能の維持と市民の安全確保が課題となっています。

さらには、南海トラフ巨大地震に伴う甚大な被害が想定されていることを踏まえ、ハード・ソフト両面にわたる様々な災害対策の充実・強化への取り組みがより一層必要となっています。

強靱化の取り組みにおいては、自治体だけでなく市民一人ひとりの主体的な取り組みも必要であることから、強靱なまちづくりに向けて市民とともに取り組んでいきます。

第 1 章 市の特性

1. 地域特性

(1) 自然

① 位置及び面積

本市は、大阪府の中南部に位置し、北部及び東部は堺市、南部は和泉市・泉大津市に隣接し、西部は大阪湾に臨み、面積 11.30km²、東西 6.1km、南北 4.1km である。

本市の西部には、水路をはさんで、堺・泉北臨海工業地帯が造成され、臨海部の面積は 4.93km²、内陸部は 6.37km² で、臨海部が市域の 44% を占めている。

東西南北各端の経度及び緯度は、次のとおりである。

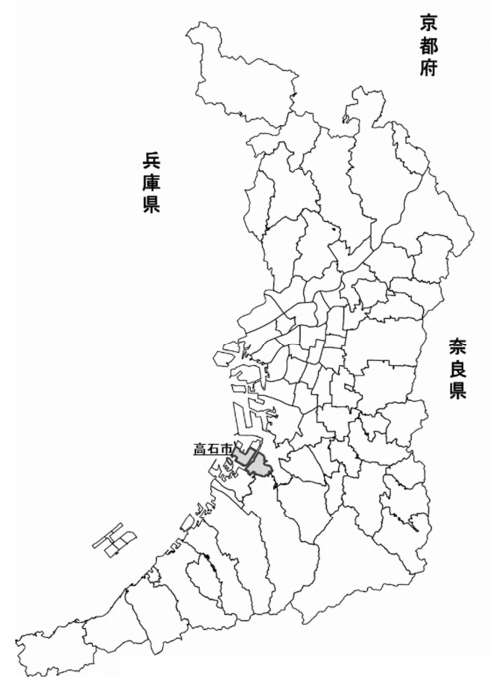


図 1 本市位置図

表 1 本市東西南北各端の緯度経度

方 位	地 点	経 緯 度
東 端	取石7丁目	東経135度27分44秒
西 端	南高砂	東経135度23分47秒
南 端	取石5丁目	北緯 34度30分28秒
北 端	高砂3丁目	北緯 34度32分38秒

② 地勢

本市の地形は、全般に平坦で、最高点でも海拔 20.8m にすぎず、山地や丘陵地は皆無である。地質は、段丘堆積物、沖積層、埋立土から形成されている。

河川は、中央部を流れる芦田川と南部を流れる王子川がある。

③ 気象

夏は、高温多湿となり、冬は北ないし北西の季節風が時折強く吹くが、瀬戸内式気候であることから、気温差も比較的少なく一般的に温暖であり、住宅地として適している。

年間平均風速は2～3m/s程度で、海陸風の影響を受けて西寄りと東寄りの風が吹くことが多い。また、降水量は年間1,300～1,400mm程度である。

(2) 社会

① 人口等

昭和30（1955）年には29,706人であった人口も、昭和41（1966）年の市制施行を経て、高度経済成長により大阪圏のベッドタウンとして農地の宅地化が進み、急速な人口増加がみられた。また、臨海部への企業進出に伴い市内に多くの社宅が立地したことも、人口増加の要因になった。

このような急速な人口増加は昭和47（1972）年頃から次第に鈍化し、人口は昭和60（1985）年頃をピークにそれ以降は減少傾向になっており、令和元（2019）年10月1日現在で57,860人となっている（住民基本台帳による）。

人口密度は、市全体でみれば5,000人/km²強であるが、臨海部の面積が市域の半分近くを占めているため、内陸部だけの人口密度は10,000人/km²を越え、相当高密度な市街地を形成している。

国勢調査時の人口等は、次のとおりである。

表 2 人口・世帯数の推移

年	人口	人口密度（人/km ² ）	世帯数
昭和30年	29,706	4,799.0	6,476
昭和40年	45,679	7,379.5	11,166
昭和50年	66,824	6,475.2	18,942
昭和60年	66,974	5,953.2	21,494
平成 2年	65,086	5,837.3	21,609
平成 7年	64,295	5,664.8	22,594
平成12年	62,260	5,485.5	22,559
平成17年	61,127	5,385.6	22,829
平成22年	59,572	5,248.6	23,012
平成27年	56,529	5,002.6	22,461

② 都市構造

内陸部は、主に住宅地を中心とした市街地で、浜寺水路沿いの浜寺公園等の緑地空間がある。芦田川や王子川沿いには、市民が自然に触れることができる環境が整っている。山地や丘陵地がなく、市内における高低差は少ない。また、徒歩圏内に主要駅と商業・サービス施設、市役所等の行政サービス等が存在する。臨海部には、石油製品製造業やガス製造業、化学工業等の大規模工場があり、堺・泉北臨海工業地帯の一角をなしている。

高速道路と幹線道路を通じて周辺市と結ばれており、広域的に周辺市と連携がとれるようになっている。市内には主要高速道路として阪神高速道

路湾岸線と堺泉北有料道路が、広域幹線道路として大阪臨海線、国道 26 号がある。さらに地域幹線道路として、南北方向に堺阪南線、大阪和泉泉南線、南海中央線、東西方向に信太高石線、泉大津美原線、新村北線がある。

鉄道については、南海本線、南海高師浜支線、J R 阪和線、J R 羽衣支線がある。市内には南海本線高石駅、羽衣駅、南海高師浜線伽羅橋駅、高師浜駅、J R 阪和線富木駅、J R 羽衣支線東羽衣駅の 6 駅があり、うち、高石駅、羽衣駅、富木駅は利用者数が多い主要駅となっている。南海本線高石駅周辺は大阪南部や臨海部の南の玄関口として、南海本線羽衣駅周辺は大学が立地する文教地区の特性を生かした大阪都市圏の北の玄関口として、J R 富木駅周辺は、隣接市での大規模開発への最寄り駅という特性を生かした東の玄関口として機能している。

2. 想定される自然災害

本計画においては、高石市地域防災計画に想定される災害のうち、自然災害を対象とし、地震、津波、風水害（台風、暴風、竜巻、豪雨、洪水による被害を含む）、高潮による災害を対象とする。

地震については、大阪府の想定する活断層による直下型地震及び南海トラフ巨大地震による「あらゆる可能性を考慮した最大クラス」を、津波については、南海トラフ巨大地震による「最大クラス」を想定する。

第2章 基本的な考え方

1. 国土強靱化の取組みについて

日本では、度重なる大災害により様々な被害がもたらされてきた。その歴史を振り返ると、これまで様々な対策を講じてきたものの、甚大な被害により長期間にわたる復旧・復興を繰り返してきている。これを避けるためには、とにかく人命を守り、また、経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復する、「強くしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築するという発想に基づき、継続的に取り組むことが重要である。

このため国は、平成25（2013）年12月、大規模自然災害等から国民の生命、身体及び財産を保護し、ならびに国民生活及び国民経済を守るとして、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」を公布・施行、平成26（2014）年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「国基本計画」という）が閣議決定された。

これを受けて、大阪府は、平成28（2016）年3月に大阪府強靱化地域計画（以下「府地域計画」という）を策定した。

そして、国は、平成30（2018）年12月に、平成28（2016）年熊本地震をはじめ、その後に発生した災害の教訓などを踏まえ、国基本計画の改訂を行った。あわせて、人命を守り、電力、上水道など重要インフラ等の機能維持を図るため、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」や「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を行うこととした。

さらに国は、令和元（2019）年8月、国土強靱化地域計画に基づき、地方自治体が実施する補助金・交付金事業に対して、予算配分を重点化することとし、地方自治体に国土強靱化地域計画の早期策定を促し、国土強靱化の取組みを一層推進していくことを示した。

大阪府は、国基本計画の改訂、大阪府北部を震源とする地震や平成30（2018）年台風第21号などの災害の教訓等を踏まえて、令和2（2020）年3月、府地域計画の見直しを行った。

2. 市が取り組む意義

これまでも市では、発生が懸念されている南海トラフ巨大地震・津波や直下型地震等の災害に備え、ハード・ソフト両面にわたり様々な防災対策の充実・強化に取り組んできた。さらに「高石市国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という）を策定し、あらゆるリスクを見据えつつ、どんなことが起ころうとも最悪な事態に陥ることが避けられる「強靱な」地域社会、地域経済を事前に作り上げ、さらなる安全・安心なまちづくりを進めることとなった。

国基本計画や府地域計画、過去の災害による教訓を踏まえて、市の関連計画との整合を図りつつ、本計画を策定する。

また、各部局において、本計画を踏まえ、関連計画に基づいて個別の取組みを進めることで、市域の強靱化を図るものである。

3. 基本的な方針

(1) 計画の位置づけ

本計画は、「基本法」第13条の規定に基づく国土強靱化地域計画として、国基本計画及び府地域計画との調和を保ちつつ、市の総合的な指針となる「第5次高石市総合計画」とも整合を図り、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針とする。

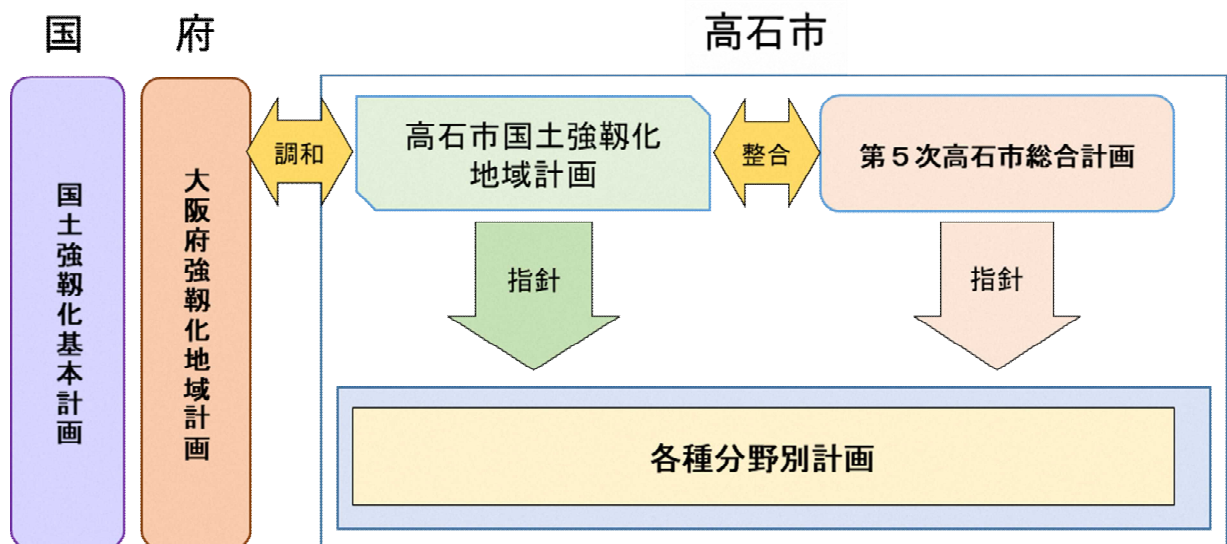


図 2 高石市国土強靱化地域計画の位置づけ

(2) 基本目標

本計画の基本目標は、国基本計画及び府地域計画を踏まえ、次のように定める。

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化（減災・縮災）を図ること
- IV 迅速な復旧復興を図ること

(3) 事前に備えるべき目標

大規模自然災害の発生を想定して、基本目標を具体化した8つの「事前に備えるべき目標」は、国基本計画及び府地域計画を踏まえ、次のように設定する。

- 1. 直接死を最大限防ぐ
- 2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- 3. 必要不可欠な行政機能は確保する
- 4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- 5. 経済活動を機能不全に陥らせない

6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
8. 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

(4) 計画期間

本計画の計画期間は、令和 3（2021）年度から令和 12（2030）年度までの 10 年間とする。

(5) 施策の推進と P D C A サイクル

① 計画の推進

本市の国土強靱化は、いかなる大規模自然災害等が発生しても、人命の保護が最大限図られ、様々な重要機能が機能不全に陥らず、迅速な復旧・復興を可能にするための事前対策であり、その取組みは広範な各課の所掌にまたがる。

したがって、本計画の推進に当たっては、庁内の全横断的な体制のもと、府をはじめ、国の関係組織、近隣市等の地方公共団体、自主防災組織等の地域組織、民間事業者等と連携・協力しながら進めていく。

② P D C A サイクル

本市の国土強靱化に向けては、国基本計画及び府地域計画と絶えず整合性を保つとともに、本計画に掲げる関連施策を総合的かつ計画的に実施することが必要である。

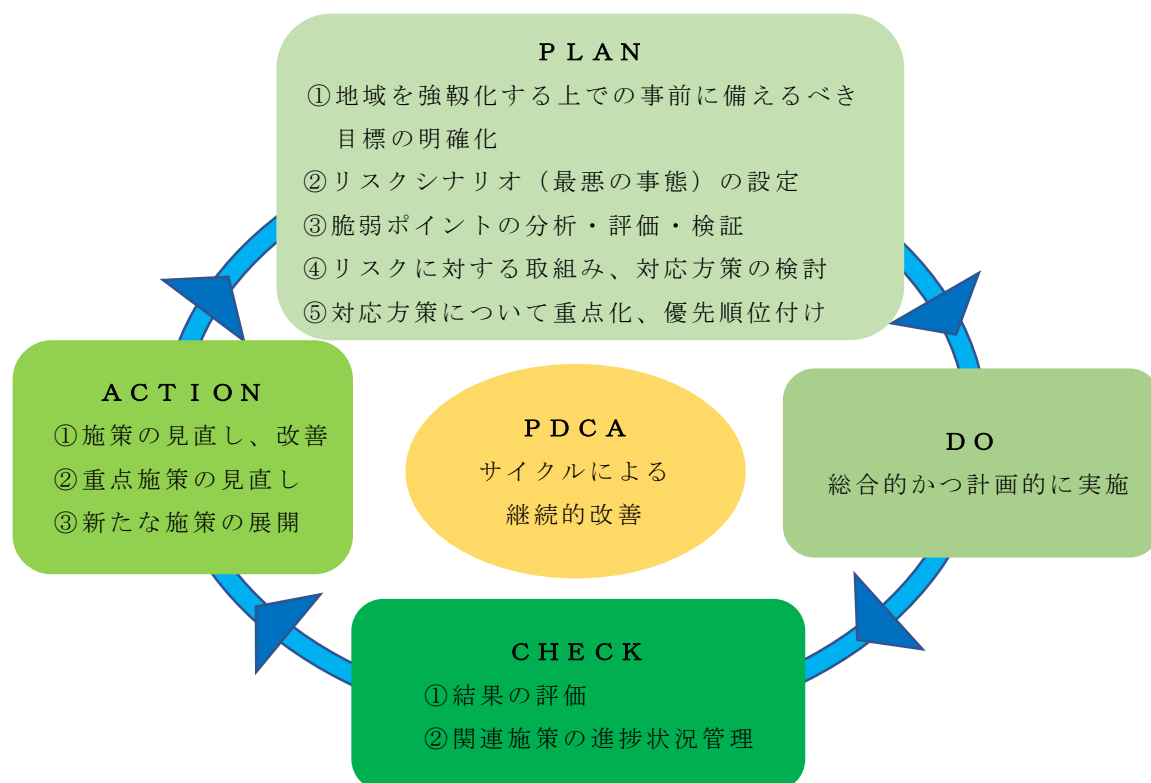


図 3 国土強靱化計画における P D C A サイクル

そのためには、施策の進捗状況等を定期的に把握、検証し、必要に応じて見直しを行う等、PDCAサイクルを繰り返して取組みを推進していくとともに、新たな施策展開を図っていく。

なお、本計画に基づく施策推進にあたっては、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された、国際社会が一丸となって令和 12（2030）年までに達成すべき持続可能な開発目標（SDGs）の観点を踏まえながら、取り組んでいく。

③ 計画の見直し

本計画は、市内外における社会経済情勢の変化や、国、大阪府及び本市を通じた国土強靱化施策の推進状況等を勘案するとともに、市の総合計画や地域防災計画等の見直しに併せて必要な検討を行い、計画期間中であっても必要に応じて見直しを行う。

第 3 章 脆弱性評価

1. 評価の枠組みと手順

第 2 章に掲げた基本目標と本市の地域特性などを踏まえ、国基本計画及び府地域計画を参考に、8 つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなるものとして 37 の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定した。

また、府地域計画を参考に、大規模自然災害〔地震、津波、風水害（台風、暴風、竜巻、豪雨、洪水による被害を含む）、高潮による災害〕に対する脆弱性評価を行った。

表 3 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 ※風水害
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-3	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による治安の悪化、社会の混乱
		3-2	市職員・施設等の被災による市庁機能の機能不全
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動、サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4	海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響
		5-5	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		5-6	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
	害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	下水道施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	基幹的交通から地域交通網に関する交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
		7-4	防災インフラの損壊・機能不全による多数の死傷者の発生
		7-5	有害物質の大規模拡散・流出による国土・海洋の荒廃
		7-6	農地等の被害による国土の荒廃
8	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復興が大幅に遅れる事態
		8-2	広域地盤沈下・液状化等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-5	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による市域経済等への甚大な被害

2. 評価の実施

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、関連計画に位置づけられている施策をベースに課題を分析するとともに、施策の達成度や進捗を把握して、現状の脆弱性を分析・評価した。

「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果

1. 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

- ① 建築物やブロック塀等の倒壊による死傷者の発生を防ぐため、住宅・建築物等の耐震化を促進する必要がある。
- ② 市有建築物のうち市役所庁舎、消防署、小中学校など防災機能を有する施設や避難所となる施設については耐震診断、耐震改修を完了しているが、その他の一部市有建築物において耐震化等を推進する必要がある。市営住宅は、施設の長寿命化を図る必要がある。
- ③ 橋梁、横断歩道橋等については、適切に維持管理を行い、長寿命化を図る必要がある。また、老朽化した横断歩道橋は災害時に倒壊し、通行を遮断することが懸念され、そのあり方を検討する必要がある。
- ④ 大阪府では、不燃領域率が50%未満、昭和55年以前の建築物が50%以上、かつ世帯密度が50世帯/ha以上を満たす住宅街のうち、早急に対策を講ず

る必要のある地区を「災害に強いすまいとまちづくり促進区域等」に指定しており、市内では、高石駅周辺（46ha）、羽衣駅周辺（53ha）が指定されている。そのため、これらの地区では「大阪府密集市街地整備方針」などにに基づき、総合的な災害対策を推進する必要がある。

- ⑤ 空き家の倒壊による被害の拡大が懸念されるため、市民への適切な管理について意識啓発を行い、管理が不十分な空き家の解消を図るとともに、空き家の有効活用を進める必要がある。
- ⑥ 災害発生時に市民が適切な避難ができるよう、避難経路等の危険箇所の改善や歩道の設置整備・改良等を進め、平常時の通学路対策や渋滞対策を図るとともに避難時の安全性向上を図る必要がある。
- ⑦ 避難行動要支援者の安否確認や避難支援等を円滑に行うために、避難行動要支援者名簿の更新等を進め、安否確認及び避難行動の支援体制の整備を推進する必要がある。
- ⑧ 市民が災害の危険性を事前に把握するため、ハザードマップの周知を図る必要がある。さらに、市民の防災意識の向上を図るため、各種啓発活動や避難訓練を実施する必要がある。

1－2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

- ① 大規模火災による死傷者の発生を防ぐため、老朽建築物の除却、道路・公園の整備、防火規制の強化などの市街地の不燃化を進める必要がある。
- ② 公園緑地や道路整備などと連携を図り、延焼防止空間や避難所として防災上重要な役割を担う避難場所・避難路等を確保する必要がある。
- ③ 避難場所としての機能をはじめ、資機材等の物流基地、復旧復興活動拠点、仮設住宅建設用地等の機能を備えた防災公園を整備する必要がある。
- ④ 大規模火災による被害を軽減するため、消防力の強化、緊急消防援助隊等の受入れ体制整備、消防団の活動強化、消防用水の確保などを進める必要がある。
- ⑤ 通電火災などの電気火災を防ぐために、初期消火や火災拡大防止に有効な消火器や感震ブレーカー等の設置について、市民への啓発を図るとともに、住宅用火災警報器設置に関する積極的な啓発活動等を行い、住宅における防火対策を推進する必要がある。また、災害時に市民がとるべき行動を適切に判断できるように啓発を行い、市民による火災予防を促進する必要がある。
- ⑥ 災害発生時に市民が適切な避難ができるよう、避難経路等の危険箇所の改善や歩道の設置整備・改良等を進め、平常時の通学路対策や渋滞対策を図るとともに避難時の安全性向上を図る必要がある。（1－1⑥ 再掲）
- ⑦ 避難行動要支援者の安否確認や避難支援等を円滑に行うために、避難行動要支援者名簿の更新等を進め、安否確認及び避難行動の支援体制の整備を推進する必要がある。（1－1⑦ 再掲）

1－3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

- ① 津波防御施設の操作に従事する現場操作員等の安全を確保するため、大阪府等と連携した訓練の実施により、操作の確実性・迅速性の向上を図る必要がある。
- ② 津波などによる市街地等への浸水を防ぐため、大阪府と連携して都市基盤施設の点検整備、老朽化対策、耐震対策等を進める必要がある。災害発生時の適切かつ迅速な初動対応のため、水防団等の活動強化に向けた取り組みが必要である。また、南海トラフ巨大地震発生に伴う液状化による津波浸水被害の拡大が懸念されるため、防潮堤や水門、排水機場等の液状化対策を促進する必要がある。
- ③ 市民の防災意識の向上を図るため、地域住民が作成する地区防災計画の作成を支援するとともに、自主防災組織、自治会、警察署、消防署、消防団と連携して防災訓練を実施する必要がある。学校等での実践的な避難訓練及び防災教育の実施を促進する必要がある。
- ④ 市民が津波による浸水の危険性及び津波避難ビル等の避難場所を事前に把握するために、ハザードマップを配布し活用を促進する必要がある。また浸水想定区域の指定に改訂等があった場合には、速やかに改訂する必要がある。
- ⑤ 医療施設利用者と介護サービス利用者が、津波による浸水などから、迅速かつ円滑に避難できるよう、避難行動を含む災害対策マニュアル等の作成及び訓練実施を働きかける必要がある。
- ⑥ 災害情報が確実に伝わるよう、防災行政無線を含む情報伝達システムの多重化を図る必要がある。また、大阪府と連携し、市民や訪日外国人への適切な避難情報の提供を実施する必要がある。

1－4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 ※風水害

- ① 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者を防ぐため、本市管理の準用河川・普通河川や水路の水害防止対策を推進する必要がある。大雨による洪水及び市街地での浸水を防ぐため、河川堤防、雨水管及び雨水貯留タンクの整備、下水道施設の整備、都市基盤施設の老朽化対策を実施する必要がある。
- ② 豪雨時の冠水対策や道路の事前通行規制の手法の検討や、道路の舗装、付属物、その他道路構造物等の点検及び修繕が必要である。
- ③ 洪水や高潮などの風水害を対象としたタイムラインの活用が必要である。大規模水害の発生等に備えて適切な避難行動等を行うことができるよう、地区防災計画作成の必要性を市民に周知する必要がある。
- ④ 市民が風水害による浸水の危険性を事前に把握するため、ハザードマップを配布し、その活用を促進する必要がある。ハザードマップは、風水害等に関する最新の知見等に基づき、必要に応じて更新する必要がある。

- ⑤ 災害情報が確実に伝わるよう、防災行政無線を含む情報伝達システムの多重化を図る必要がある。また、大阪府と連携し、市民や訪日外国人への適切な避難情報の提供を実施する必要がある。（１－３⑥ 再掲）
- ⑥ 社会福祉施設等において、避難行動を含む災害対策マニュアル等の作成及び訓練実施を働きかける必要がある。
- ⑦ 災害発生時に市民が適切な避難ができるよう、避難経路等の危険箇所の改善や歩道の設置整備・改良等を進め、平常時の通学路対策や渋滞対策を図るとともに避難時の安全性向上を図る必要がある。（１－１⑥ 再掲）
- ⑧ 避難行動要支援者の安否確認や避難支援等を円滑に行うために、避難行動要支援者名簿の更新等を進め、安否確認及び避難行動の支援体制の整備を推進する必要がある。（１－１⑦ 再掲）
- ⑨ 都市計画マスタープランで目指すべき都市像を明らかにしたうえで、立地適正化計画では災害リスクを踏まえた課題を抽出し、防災指針等について検討する必要がある。

２．救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

２－１ 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

- ① 食料や燃料等について、必要備蓄量の目標設定と多様な方法による物資の調達・確保手段を確立するとともに、避難所などでの分散備蓄についても検討する必要がある。
- ② 医薬品、医療用資器材の備蓄について、災害医療センターである高石市立診療センター、高石薬剤師会、地域の医療機関及び医薬品等関係団体との連携強化が必要である。
- ③ 電力の供給停止に備え、市庁舎に非常用電源設備の整備や燃料の備蓄等を進める必要がある。
- ④ 各家庭での食料の備蓄等についてさらなる促進が必要である。
- ⑤ 備蓄物資や応援物資を円滑に避難所へ搬送できるように、ニーズの把握、搬送ルートなどの物資供給体制の整備する必要がある。また、速やかに物資等を輸送するため、分散備蓄や民間事業者との協定等による物資確保などの体制を整備する必要がある。
- ⑥ 災害時の物資等の輸送ルートを確保するため、橋梁の耐震化、舗装道路の点検及び修繕などを推進する必要がある。
- ⑦ 災害発生時の交通ネットワークを確保するため、緊急交通路の整備を推進する必要がある。
- ⑧ 災害時に緊急車両の通行が妨げられる事態を回避するために、踏切の除却や鉄道の立体交差化を推進する必要がある。
- ⑨ 橋梁、横断歩道橋等については、適切に維持管理を行い、長寿命化を図る必要がある。また、老朽化した横断歩道橋は災害時に倒壊し、通行を遮断することが懸念され、そのあり方を検討する必要がある。（１－１③ 再掲）

- ⑩ 災害時に電力・燃料等の供給停止が起こらないよう、エネルギー設備の強化を促進する必要がある。被災後に迅速かつ的確な応急復旧を行うことができるよう、情報システム関係事業者・通信インフラに関わる事業者と連携を図る必要がある。
- ⑪ 災害時における高石配水場の機能停止を未然に防止するため、計画的に改築更新を行う必要がある。老朽化した水道管路の更新を行い、災害に強い管路を構築する必要がある。また、被災時に応急給水を実施するため、給水車の配備や、緊急用飲料水袋、給水コンテナなどの備蓄資機材の整備する必要がある。
- ⑫ 上水道、下水道の BCP 策定や防災対策計画の策定・更新が必要である。

2-2 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- ① 消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足による影響を回避するため、担い手を確保し、その育成、強化を行うことが必要である。
- ② 市の防災中枢拠点である市役所、高石消防署、災害医療センターである高石市立診療センター等の耐災害性の強化が必要である。
- ③ 市域で救助救急活動が困難な場合に備え、国や大阪府と密接に連携し、緊急消防援助隊の受入れ体制の整備が必要である。
- ④ 救出救助にあたる自衛隊、警察、消防等の支援部隊が集結・駐屯する後方支援活動拠点を確保しておく必要がある。救援物資等の緊急受入れ及び搬出のため、災害時用臨時ヘリポートを整備する必要がある。
- ⑤ 地域防災力の向上のため、消防団、水防団、自主防災組織などの活動強化が必要である。
- ⑥ 救助救出活動や支援物資の輸送を円滑に行うため、橋梁の耐震化、舗装道路の点検及び修繕などを推進する必要がある。（2-1 ⑥ 一部再掲）

2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

- ① 企業・事業所の従業員等の安全確保を図るとともに、一斉帰宅による街中の混乱を回避するため、大阪府の『事業所における「一斉帰宅の抑制」対策ガイドライン』（平成30年改正）等を踏まえた対策を促進する必要がある。
- ② 中小企業の BCP への取組みを支援する必要がある。
- ③ 大阪府や鉄道事業者などと連携し、一時滞在施設の確保や鉄道の運行情報等の発信等の帰宅困難者対策が必要である。

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

- ① 医療施設の機能確保のため、施設の耐震化や非常用電源の確保などの対策や BCP 策定の促進などが必要である。医薬品、医療用資器材の備蓄につい

て、災害医療センターである高石市立診療センター、高石薬剤師会、地域の医療機関及び医薬品等関係団体との連携強化が必要である。（２－１② 一部再掲）

- ② 災害医療協力病院での傷病者の受入れ、災害現場での応急処置等を実施するDMAT 隊等緊急医療班及び医療ボランティア等の派遣要請・受入れ体制の充実が必要である。広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を有効活用するため、入力操作等の研修や訓練の定期的な実施を推進する必要がある。
- ③ 救急救命活動体制を強化するため、救急救命士の養成・能力向上を図る必要がある。
- ④ 救助救出活動や支援物資の輸送を円滑に行うため、橋梁の耐震化、舗装道路の点検及び修繕などを推進する必要がある。（２－２⑥ 再掲）

２－５ 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

- ① 被災地域における食中毒の未然防止を図るため、平常時から、衛生講習会等を実施し、食品衛生に関する意識向上を図るとともに、食品関係施設への衛生指導、市民への広報を行う必要がある。
- ② 被災地域における感染症の拡大を抑えるため、感染症の発生状況や健康診断の勧告等を行うなど、迅速かつ的確に防疫活動や保健活動を行う必要がある。また、感染症の流行が懸念される状況においては、感染症対策を踏まえた避難所体制を整備する必要がある。
- ③ 被災時に下水道（污水处理）機能を確保するため、処理施設、管渠等の耐震化や下水道 BCP の策定等を進める必要がある。さらに、スケールメリットを活かした広域化・共同化による管理方法について検討する必要がある。
- ④ 避難所等において、簡易トイレの確保や手指消毒薬の備蓄などを行う必要がある。災害時に必要な仮設トイレの数を把握し、確保する必要がある。
- ⑤ 被災地域の衛生状態を確保するため、避難所等の生活ごみや仮設トイレ（汲取り式）の適正処理のための関係機関との連携強化、広域的な支援の調整などを行う必要がある。
- ⑥ 災害廃棄物を迅速に処理・処分できるよう災害廃棄物処理計画を作成する必要がある。

２－６ 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

- ① 避難者の生活環境の改善を推進するため、指定避難所となる小中学校体育館等における設備を整える必要がある。
- ② 要配慮者の避難生活を支援するため、福祉避難所の指定とともに、福祉避難所の運営支援などを検討する必要がある。また避難所に指定された施設のバリアフリー化に努める必要がある。

- ③ 社会福祉施設の運営事業者に対して緊急・一時的な受入れ体制の整備を働きかけ、福祉避難所の補完体制を充実させる必要がある。
- ④ 避難者の健康管理や生活環境の整備を行うため、大阪府と連携し、避難所・福祉避難所・応急仮設住宅等において、健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等の実施体制の整備を図る必要がある。
- ⑤ 被災者のこころのケアを専門とする災害派遣精神医療チーム（DPAT）によるこころのケア対策や、避難所における要配慮者への福祉支援を専門とする大阪府災害派遣福祉チーム（大阪 DWAT）による要配慮者支援を実施できる体制を整備する必要がある。
- ⑥ 災害発生時に、動物の保護を図るため、大阪府動物愛護管理センターを軸とした動物救護活動のためのマニュアルに基づく体制を整備しておく必要がある。
- ⑦ 外国人に対して多言語化や文化の違いを考慮した支援を行うことができるよう、支援体制の整備を図る必要がある。

3. 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による治安の悪化、社会の混乱

- ① 災害時の防犯対策に関する情報の周知や、地域の防犯体制の強化を図りつつ、災害時には警察や地域住民と連携し、被災地における警戒活動や地域安全情報の提供を行い、地域の安全を確保する必要がある。

3-2 市職員・施設等の被災による市庁機能の機能不全

- ① 市庁舎は津波浸水区域外であるが、市庁機能の維持をより確実にするため、非常用電源の確保対策を進める必要がある。
- ② 高石市業務継続計画の更新を行い、災害時の配備体制や緊急時における財務処理体制を整備する必要がある。
- ③ 市の全職員が迅速かつ的確な応急災害対策活動を行うことができるよう、研修や訓練を行い、災害対応に対する意識や能力の向上を図る必要がある。
- ④ 関係機関における相互の迅速・確実な情報連絡及び連携体制を整備するとともに、市民への防災情報の収集・伝達手段の充実を図る必要がある。
- ⑤ 他の自治体と災害時に相互応援を目的とする災害対策に関する協定を締結するとともに、実行性を高めるための訓練等に努め、受援体制を確立する必要がある。

4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

- ① 防災行政無線を含む情報伝達システムの機能維持のための保守、非常用電源の確保などが必要である。

- ② 被災状況や市民の避難状況などの把握、迅速な応急活動のために導入した移動系防災行政無線やデジタル簡易無線の適切な維持管理を行い、継続的に更新する必要がある。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

- ① 被災状況、避難情報、避難所開設状況などの住民に必要な情報を確実に伝達するため防災行政無線のほか、多様な情報伝達手段を確保する必要がある。

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

- ① 災害に関する情報及び被災者へ生活関連情報を伝達できるよう、体制及び施設、設備等を整える必要がある。
- ② 的確な避難勧告等の判断及び市民への情報伝達ができるよう、避難勧告等の判断・伝達マニュアルの改訂を進める必要がある。また、ハザードマップの周知・啓発を図る必要がある。

5. 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

- ① 企業における中核事業の維持や早期復旧が可能となるよう、商工会議所と連携して、企業の主体的なBCP／事業継続マネジメント（BCM）への取り組みを支援する必要がある。
- ② 災害発生時の交通・物流ネットワークを確保するため、交通・物流の復旧体制の整備を図るとともに、海上輸送のための岸壁の維持管理や航路啓開体制の整備を促進する必要がある。

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動、サプライチェーンの維持への甚大な影響

- ① エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入や蓄電池・燃料電池の利活用等を促進する必要がある。
- ② エネルギー供給事業者、ライフライン事業者が事業を継続できるようBCPの策定を促進する必要がある。

5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

- ① コンビナートなどの火災、爆発等に対して事業者が適切に災害対策を講じることが必要である。

5-4 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響

- ① 災害発生時の交通・物流ネットワークとなる海上輸送ルートを確認するため、岸壁の維持管理や航路啓開体制の整備を促進する必要がある。（5-1 ② 一部再掲）
- ② 港湾施設の被災時において、アクセス道路等の確保が必要である。

5-5 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

- ① 市域の物流・人流ルートを確認するため、道路の点検及び修繕等、道路施設の整備を進めるとともに、橋梁、横断歩道橋等の整備、長寿命化を図る必要がある。（1-1 ③ 一部再掲）
- ② 災害時に緊急車両の通行が妨げられる事態を回避するために、踏切の除却や鉄道の立体交差化を推進する必要がある。（2-1 ⑧ 再掲）

5-6 食料等の安定供給の停滞

- ① 食料品の安定供給の停止（集荷・分配機能の停止）を回避するため、小売事業者や物流事業者のBCP策定、BCMや防災活動の実施を促進する必要がある。

6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

- ① 電気やガス等の長期間にわたる機能停止を防ぐため、関連事業所のBCPや防災対策計画の策定を促進する必要がある。
- ② エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入や蓄電池・燃料電池の利活用等を促進する必要がある。（5-2 ① 再掲）

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

- ① 災害時における高石配水場の機能停止を未然に防止するため、計画的に改築更新を行う必要がある。老朽化した水道管路の更新を行い、災害に強い管路を構築する必要がある。また、被災時に応急給水を実施するため、給水車の配備や、緊急用飲料水袋、給水コンテナなどの備蓄資機材の整備する必要がある。（2-1⑪ 再掲）
- ② 災害時の相互応援協定等を基本とした水道事業者間での連携強化のための働きかけや水の確保のため、広域的な応援体制の構築などが必要である。

6-3 下水道施設等の長期間にわたる機能停止

- ① 被災時に下水道（污水处理）機能を確認するため、処理施設、管渠等の耐震化や下水道 BCP の策定等を進める必要がある。さらに、スケールメリットを活かした広域化・共同化による管理方法について検討する必要がある。（2-5③ 再掲）
- ② 災害時のし尿施設及びごみ処理施設を管理・保有している泉北環境整備施設組合が災害時に必要とする資機材、資材を確保しておく必要がある。あらかじめ災害廃棄物の一時保管場所の候補地を検討しておくとともに、ごみ処理施設等が被災した場合に備え、周辺市町との協力体制を整備する必要がある。

6-4 基幹的交通から地域交通網に関する交通インフラの長期間にわたる機能停止

- ① 鉄道施設や道路・橋梁の損壊による交通インフラの長期間にわたる機能停止を防ぐため、道路ネットワークの整備、防災点検や施設整備を進める必要がある。
- ② 災害発生時の交通・物流ネットワークを確保するため、交通・物流の復旧体制の整備を図るとともに、海上輸送のための岸壁の維持管理や航路啓開体制の整備を促進する必要がある。（5-1② 再掲）

6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

- ① 災害時に河川構造物等の防災インフラが機能不全になることを防ぐため、定期点検と修繕等の維持管理を進める必要がある。また、洪水被害を軽減するために河川の土砂の浚渫を行うなどして河川構造物等の流路断面の確保を図る必要がある。

7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

- ① 大規模火災による被害を軽減するため、堺市消防局と連携し、消防力の強化、緊急消防援助隊等の受入れ体制の整備、消防団の活動強化などにより、消火、救助、救急体制を充実させる必要がある。
- ② 堺市消防局と連携し、防火に関する制度を充実し、住宅防火対策を推進する必要がある。市民・事業者等に対する指導・啓発を進め、市街地の火災予防を図る必要がある。
- ③ 災害から市民を安全に避難させるため、指定緊急避難場所、避難路、避難所を指定し、市民に周知するとともに、その施設を要配慮者にも留意して整備し、さらに総合的な安全性の向上を図る必要がある。また、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を適切に運用する必要がある。

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

- ① 海上・臨海部の広域複合災害の発生を防ぐために、堺市消防局と連携し、臨海部の石油コンビナート内の防火対象物及び危険物施設の実態把握に努め、防災対策を促進する必要がある。

7-3 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

- ① 緊急交通路等の交通麻痺を防ぎ通行機能を確保するため、道路地下空間等の耐震対策、水道・下水道等のインフラ施設の老朽化・耐震化対策などが必要である。
- ② 災害時の道路通行を円滑にするために、迅速な道路啓開、交通規制、災害廃棄物の早期処理体制を整備する必要がある。

7-4 防災インフラの損壊・機能不全による多数の死傷者の発生

- ① 防災インフラ等の損壊・機能不全による多数の死傷者の発生を防ぐため、防災インフラの防災・減災対策を実施する必要がある。また、豪雨等で流出堆積した流木・土砂を早期に撤去する体制を整備する必要がある。

7-5 有害物質の大規模拡散・流出による国土・海洋の荒廃

- ① 有害物質の大規模拡散・流出による人的被害や海洋汚染を防ぐため、有害物質の管理事業者等による防災対策を促進する必要がある。

7-6 農地等の被害による国土の荒廃

- ① 農地等の被害を防ぐため、被災農地等の早期復旧体制の整備が必要である。

8. 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復興が大幅に遅れる事態

- ① 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、災害廃棄物処理体制の整備を図る必要がある。
- ② 家庭等からの災害廃棄物を早期に搬出するためには、災害ボランティアによる支援が不可欠である。ボランティア活動推進機関や中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう環境を整備する必要がある。

8-2 広域地盤沈下・液状化等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

- ① 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態を回避するため、防潮堤、下水道施設等の点検整備、老朽化対策を進める必要がある。
- ② 被災時の長期湛水等を早期に解消するため、平常時よりポンプ場施設の耐震化及び更新を進める必要がある。
- ③ 被害の長期化に備えて、大阪府と連携し広域避難計画等の検討を行う必要がある。

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

- ① 文化財の所有者・管理者の防災意識を啓発し、消火栓の設置・改修、消火・避難訓練の実施などを働きかける必要がある。
- ② 地域コミュニティの維持・人口流出防止のため、応急仮設住宅の早期供給や復旧復興活動等に資する機能を備えた防災公園を整備する必要がある。

8－4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

- ① 事業用地の確保等が進まず復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、境界トラブルの未然防止、公共事業の円滑化、災害復旧の迅速化、土地売買の円滑化に備える必要がある。

8－5 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による市域経済等への甚大な被害

- ① 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な被害を防ぐため、風評被害防止のための正しい情報発信、中小企業の事業再開のための措置、被災者の雇用機会確保などの施策が必要である。
- ② 災害発生後に事業活動が迅速に再建・回復できるようにするため、中小企業等の防災・減災対策や事業継続力の強化を促進する必要がある。

第 4 章 具体的な取組みの推進

1. 概要

本章では、脆弱性評価結果に基づき、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な施策を抽出し、具体的な取組みを整理した。また、各施策と関連した事業については、【別紙 1】に記載した。

(1) 強靱化に関する施策の分野

本計画の対象となる国土強靱化に関する施策の分野は、国土強靱化地域計画策定ガイドライン（令和元年 6 月、内閣官房国土強靱化推進室）及び府地域計画を踏まえ、脆弱性評価を行うにあたり設定した 10 の個別施策分野と 3 の横断的施策分野とする。

これらの個別及び横断的施策分野は、8 つの「事前に備えるべき目標」に照らして必要な対応を取組みとして取りまとめたものである。

それぞれの分野は密接に関連していることから、各分野における具体的な取組みの推進にあたっては、所管部局を明確にした上で関係機関等と推進体制を構築し、データや工程管理を共有するなど、取組みの実効性・効率性が確保できるよう十分に配慮する。

個別施策分野	横断的施策分野
①行政機能／消防／防災教育等 ②住宅・都市 ③保健・医療・福祉 ④エネルギー・環境 ⑤金融 ⑥情報通信 ⑦産業構造 ⑧交通・物流 ⑨農業・漁業等 ⑩国土保全・土地利用	(A) リスクコミュニケーション (B) 人材育成 (C) 官民連携

(2) 施策の重点化

限られた資源で効率的・効果的に国土強靱化を進めるためには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて、重点化しながら進める必要がある。

国基本計画においては、国土強靱化を実現するために重要なプログラムとして、45 のプログラムを設定し、重点化すべき 15 のプログラムを選定している。

本計画では、プログラム単位で施策の重点化を図ることとし、国基本計画における重点化すべきプログラムを参考にするとともに、本市が事業として取り組むべき課題を考慮し、先に上げた 37 のプログラムのうち以下の 26 を重点化プログラムとして選定した。

表 4 重点化プログラム

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 ※風水害
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-3	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-2	市職員・施設等の被災による市庁機能の機能不全
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4	海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響
		5-5	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	下水道施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	基幹的交通から地域交通網に関する交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発	7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
	生させない	7-4	防災インフラの損壊・機能不全による多数の死傷者の発生
8	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-2	広域地盤沈下・液状化等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-5	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による市域経済等への甚大な被害

2. 具体的な取組み

<推進方針>

1. 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生		【担当課】 <施策分野>
① 第2次高石市耐震改修促進計画等に基づき、住宅・建築物の耐震化をはじめ、旧耐震基準の空き家の除却や安全性の確認できないブロック塀等の撤去などを促進する。		【建築住宅課】 <住宅・都市>
② 第2次高石市耐震改修促進計画や高石市公共施設等総合管理計画等と整合を図り、耐震改修が未完了な一部市有建築物等において耐震化や天井部材などの二次構造部材の安全性の確保を推進する。また、市営住宅は、高石市営住宅長寿命化計画に基づき、施設の長寿命化改善（外壁改修・屋上防水等）対策を実施し、躯体の耐久性、居住性等の向上を図る。		【危機管理課】 【建築住宅課】 <行政機能／消防／防災教育等>
③ 橋梁、横断歩道橋等については、適切に維持管理を行うとともに、長寿命化対策を推進する。また、老朽化した横断歩道橋は災害時に倒壊した場合、通行を遮断することになるため、あり方を検討する。		【土木管理課】 【社会教育課】 <住宅・都市>
④ 「災害に強いすまいとまちづくり促進区域（高石駅周辺（46ha）、羽衣駅周辺（53ha））」においては、建築物の不燃化・耐震化の促進や狭隘道路の拡幅、公園緑地の整備などにより、地域の防災性の向上に努める。		【土木管理課】 【事業課】 <住宅・都市>
⑤ 空き家対策は、所有者の責任において対処すべき問題であることを踏まえ、適切な管理について意識啓発や情報提供を行い、管理が不十分な空き家の解消を図る。また、空き家バンク制度を周知し、空き家の有効活用を進めることにより、地域の活性化を図る。		【建築住宅課】 <住宅・都市> <リスクコミュニケーション>

⑥ 災害発生時に市民が適切に避難できるよう、避難経路等においては、南海中央線（東羽衣地区、東羽衣第2地区）の整備や、「高石市子供の移動経路に関する交通安全プログラム」に基づく危険箇所の改善や歩道の改良等を進めることで、平常時の通学路対策や渋滞対策を図るとともに避難時の安全性向上を図る。	【土木管理課】 【事業課】 ＜行政機能／消防／防災教育等＞ ＜リスクコミュニケーション＞
⑦ 避難行動要支援者の安否確認や避難支援等を円滑に行うため、「高石市避難行動要支援者支援プラン」に基づき、避難行動要支援者名簿の更新を行い、市・避難支援者・関係機関等の間での情報共有、安否確認及び避難行動の支援体制の整備を推進する。また、平常時から関係者と情報共有を行い、個別計画の策定を進める。	【危機管理課】 【高齢・障がい福祉課】 【地域包括ケア推進課】 ＜保健・医療・福祉＞
⑧ 市民が災害の危険性を事前に把握するため、最新の知見や被害想定の見直しなどを踏まえ、ハザードマップの周知・啓発を図るとともに、防災訓練や避難訓練、防災シンポジウム等の開催により市民の防災意識の向上を図る。	【危機管理課】 ＜リスクコミュニケーション＞

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	【担当課】 ＜施策分野＞
① 「災害に強いすまいとまちづくり促進区域＜高石駅周辺（46ha）、羽衣駅周辺（53ha）＞」は、防火・準防火地域に指定しており、引き続き建物の不燃化を促進するとともに、住宅や建築物の新築時等に不燃化等に対する適切な指導を行うとともに、延焼拡大の防止に資するよう道路や公園緑地、消防水利の確保をはじめ市街地の不燃化を促進する。	【土木管理課】 【事業課】 ＜住宅・都市＞ ＜国土保全・土地利用＞
② 公園緑地や道路整備などと連携を図り、延焼防止空間や避難所として防災上重要な役割を担う避難場所・避難路等の確保に努める。	【土木管理課】 【事業課】 ＜国土保全・土地利用＞
③ 蓮池公園を、市民の避難場所としての機能をはじめ、資機材等の物流基地、復旧復興活動拠点、仮設住宅建設用地等の機能を備えた防災公園として整備する。	【事業課】 ＜国土保全・土地利用＞
④ 大規模火災による被害を軽減するため消防団の活動強化に努めるとともに、堺市消防局と連携し、消防車両をはじめ消火栓及び耐震性貯水槽の整備等により消防力の強化を図る。また、消防団員の技能向上のため、消防操法訓練大会への参加に努める。	【危機管理課】 ＜行政機能／消防／防災教育等＞ ＜官民連携＞
⑤ 堺市消防局と連携し、既存住宅については住宅用火	【危機管理課】

災警報器設置に関する積極的な啓発活動等を行い、設置を促進する。設置済み世帯に対しては、機器の維持管理、初期消火や火災拡大防止に有効な消火器や感震ブレーカー、その他防災品の普及についても広報活動を行うことで住宅における防火対策を推進する。また、市民が居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるように啓発を行い、市民による火災予防を促進する。	＜行政機能／消防／防災教育等＞ ＜住宅・都市＞ ＜リスクコミュニケーション＞
⑥ 災害発生時に市民が適切に避難できるよう、避難経路等においては、南海中央線（東羽衣地区、東羽衣第2地区）の整備や、「高石市子供の移動経路に関する交通安全プログラム」に基づく危険箇所の改善や歩道の改良等を進めることで、平常時の通学路対策や渋滞対策を図るとともに避難時の安全性向上を図る。（1－1⑥ 再掲）	【土木管理課】 【事業課】 ＜行政機能／消防／防災教育等＞ ＜リスクコミュニケーション＞
⑦ 避難行動要支援者の安否確認や避難支援等を円滑に行うため、「高石市避難行動要支援者支援プラン」に基づき、避難行動要支援者名簿の更新を行い、市・避難支援者・関係機関等の間での情報共有、安否確認や避難行動の支援体制の整備を推進する。また、平常時から関係者と情報共有を行い、個別計画の策定を進める。（1－1⑦ 再掲）	【危機管理課】 【高齢・障がい福祉課】 【地域包括ケア推進課】 ＜保健・医療・福祉＞

1－3 大規模津波等による多数の死傷者の発生	【担当課】 ＜施策分野＞
① 津波防御施設の操作に従事する現場操作員等の安全を確保するため、大阪府等と連携した訓練の実施により、操作の確実性・迅速性の向上を図る。	【土木管理課】 ＜行政機能／消防／防災教育等＞
② 津波などの市街地等への浸水を防ぐため、大阪府と連携して都市基盤施設の点検整備、老朽化対策、耐震対策等を進めるとともに、災害発生時に適切かつ迅速に初動対応ができる人材となる水防団の人員確保を促進させる。また、南海トラフ巨大地震発生に伴う液状化による津波浸水被害の拡大が懸念されるため、防潮堤や水門、排水機場等の液状化対策を推進する。	【経済課】 【危機管理課】 【土木管理課】 ＜国土保全・土地利用＞
③ 地区防災計画の作成を積極的に支援し、市民の確実な避難体制を構築する。また、自主防災組織、自治会、警察署、消防署、消防団と連携して防災訓練を継続して実施するとともに、市立学校をはじめ市内の府立学校、私立学校において、児童・生徒・学生が自ら命を守る行動をとることができるよう、各	【危機管理課】 【学校教育課】 ＜行政機能／消防／防災教育等＞

学校や地域の実態に応じ、様々な自然災害を想定した実践的な避難訓練及び防災教育の実施を促進する	
④ 市民が津波による浸水の危険性及び津波避難ビル等の避難場所を事前に把握するために、ハザードマップを配布し活用を促進する。また、浸水想定区域の指定に改訂等があった場合には速やかな改訂を図る。	【危機管理課】 ＜保健・医療・福祉＞
⑤ 医療施設利用者と介護サービス利用者が、津波による浸水などから、迅速かつ円滑に避難できるよう、医療・介護サービス事業者や各施設危機管理担当者等と調整し、社会福祉協議会と協力し、災害対策マニュアルの整備と避難訓練への参加を促進する。	【高齢・障がい福祉課】 【社会福祉課】 【健幸づくり課】 【地域包括ケア推進課】 ＜保健・医療・福祉＞
⑥ 市及び防災関係機関は、関係事業者と連携し、災害情報が確実に伝わるよう、防災行政無線を含む情報伝達システムの多重化を図る。また、大阪府と連携し、市民や訪日外国人に対する情報発信の多言語化などの整備を図る。	【危機管理課】 ＜情報通信＞

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 ※風水害	【担当課】 ＜施策分野＞
① 本市管理の準用河川・普通河川や水路の浚渫事業を実施し、水害防止対策を推進する。また、大雨による洪水及び市街地での浸水を防ぐために、本市管理の準用河川と普通河川の改修計画に基づいて河川堤防の整備を進める。また、雨水管及び雨水貯留タンク等の整備を進め、治水機能の向上を図るとともに、下水道施設や都市基盤施設の老朽化対策を進める。	【土木管理課】 【事業課】 【上下水道課】 ＜国土保全・土地利用＞
② 大阪府と連携し、豪雨時の冠水対策、道路の事前通行規制の手法の検討を進める。同時に、道路の舗装、付属物、その他道路構造物等の点検及び修繕を推進する。	【土木管理課】 【上下水道課】 ＜交通・物流＞
③ 洪水・高潮の発生に備えて風水害タイムラインを大阪府及び流域構成市、ライフライン事業者等と共有し、水防体制の充実を促進する。また、大規模水害の発生等に備えて適切な避難行動等を行うことができるよう、地区防災計画作成の必要性を市民に周知する。	【危機管理課】 ＜国土保全・土地利用＞ ＜官民連携＞
④ 市民が風水害による浸水の危険性を事前に把握するため、ハザードマップを配布し、その活用を促進す	【危機管理課】

る。ハザードマップは、風水害等に関する最新の知見等に基づき、必要に応じて更新する。	＜リスクコミュニケーション＞
⑤ 市及び防災関係機関は、関係事業者と連携し、災害情報が確実に伝わるよう、防災行政無線を含む情報伝達システムの多重化を図る。また、大阪府と連携し、市民や訪日外国人に対する情報発信の多言語化などの整備を図る。（１－３⑥ 再掲）	【危機管理課】 ＜情報通信＞
⑥ 社会福祉施設における災害発生時の被害を軽減するため、水防法等に基づいた避難確保計画作成及び訓練実施を働きかける。	【危機管理課】 【高齢・障がい福祉課】 【地域包括ケア推進課】 ＜保健・医療・福祉＞ ＜リスクコミュニケーション＞
⑦ 災害発生時に市民が適切に避難できるよう、避難経路等においては、南海中央線（東羽衣地区、東羽衣第２地区）の整備や、「高石市子供の移動経路に関する交通安全プログラム」に基づく危険箇所の改善や歩道の改良等を進めることで、平常時の通学路対策や渋滞対策を図るとともに避難時の安全性向上を図る。（１－１⑥ 再掲）	【土木管理課】 【事業課】 ＜行政機能／消防／防災教育等＞ ＜リスクコミュニケーション＞
⑧ 避難行動要支援者の安否確認や避難支援等を円滑に行うため、「高石市避難行動要支援者支援プラン」に基づき、避難行動要支援者名簿の更新を行い、市・避難支援者・関係機関等の間での情報共有、安否確認や避難行動の支援体制の整備を推進する。また、平常時から関係者と情報共有を行い、個別計画の策定を進める。（１－１⑦ 再掲）	【危機管理課】 【高齢・障がい福祉課】 【地域包括ケア推進課】 ＜保健・医療・福祉＞
⑨ 都市計画マスタープランで目指すべき都市像を明らかにしたうえで、立地適正化計画では居住誘導区域における災害リスクをできる限り回避あるいは低減するため、災害リスクを踏まえた課題を抽出し、防災指針を定めるとともに、この方針に基づく取り組みを位置付ける。	【都市計画課】 ＜住宅・都市＞ ＜国土保全・土地利用＞

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	【担当課】 ＜施策分野＞
① 迅速かつ円滑に食料及び生活必需品、燃料等を供給するため、大阪府域救援物資対策協議会で定められた「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針」に基づき必要備蓄量の目標を設定し、計画的拡充を図る。また、多様な方法による物資の調達・確保手段を確立するため民間事業者との各種協定締結等を推進する。	【危機管理課】 ＜行政機能／消防／防災教育等＞ ＜官民連携＞
② 高石市立診療センター、高石薬剤師会、地域の医療機関及び医薬品等関係団体との連携強化を図り、医療救護活動に必要な物資の備蓄や協定締結を促進する。	【危機管理課】 【地域包括ケア推進課】 ＜保健・医療・福祉＞
③ 電力の供給停止に備え、市庁舎の非常用電源設備の設置、照明器具ならびに燃料確保体制の整備を推進する。また、災害医療センターへ同様の整備を促進する。	【総務課】 【地域包括ケア推進課】 ＜行政機能／消防／防災教育等＞ ＜保健・医療・福祉＞
④ 市民への飲料水及び食料、生活必需品等の備蓄を促進するため、防災知識について、市広報、出前講座、防災まちづくり勉強会等による普及啓発に努める。	【危機管理課】 ＜リスクコミュニケーション＞
⑤ 備蓄物資や応援物資を円滑に避難所へ搬送できるように、ニーズの把握、搬送ルートなどの物資供給体制の整備に努める。また、速やかに物資等を輸送するため、分散備蓄などの体制整備に努めるとともに、民間事業者との協定等により災害時における物資の確保体制を構築する。	【危機管理課】 ＜交通・物流＞
⑥ 災害時の物資等の輸送ルートを確保するため、橋梁の耐震化、舗装道路の点検及び修繕などを推進する。	【土木管理課】 ＜交通・物流＞
⑦ 災害発生時の交通ネットワークを確保するため、緊急交通路の整備を推進する。	【土木管理課】 【事業課】 ＜交通・物流＞
⑧ 橋梁の耐震化、舗装道路の点検及び修繕などを推進する。加えて、南海本線・高師浜線の13箇所の踏切を除却し、東西交通の円滑化と市街地の一体化を	【土木管理課】 【事業課】 ＜住宅・都市＞ ＜交通・物流＞

図るため、鉄道の立体交差化を推進する。また JR 阪和線の立体交差化について検討を行う。	
⑨ 橋梁、横断歩道橋等については、適切に維持管理を行うとともに、長寿命化対策を推進する。また、老朽化した横断歩道橋は災害時に倒壊した場合、通行を遮断することになるため、あり方を検討する。 (1-1 ③ 再掲)	【土木管理課】 【社会教育課】 ＜交通・物流＞
⑩ 災害時に電力・燃料等の供給停止が起こらないよう、エネルギー設備の強化を促進する。被災後に迅速かつ的確な応急復旧を行うことができるよう、情報システム関係事業者・通信インフラに関わる事業者と災害協定を締結し、連携体制を整備する。	【危機管理課】 【生活環境課】 ＜行政機能／消防／防災教育等＞ ＜エネルギー・環境＞ ＜官民連携＞
⑪ 災害時における給水機能の停止を未然に防止するため、高石配水場について計画的に改築更新を行うとともに、老朽化した水道管路に耐震管を用いて更新を行い、災害に強い管路を構築する。さらに被災時に給水機能が停止した場合に備え、飲料水の供給を行うために給水車の配備や緊急用飲料水袋、給水コンテナなどの備蓄資機材の整備を推進する。	【上下水道課】 ＜行政機能／消防／防災教育等＞ ＜住宅・都市＞
⑫ 上水道、下水道の BCP や防災対策計画の策定・更新を推進する。	【上下水道課】 ＜住宅・都市＞

2-2 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	【担当課】 ＜施策分野＞
① 消防・水防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足による影響を回避するため、平常時より研修及び訓練を実施することで消防・水防活動の担い手を確保し、その育成・強化を推進する。	【危機管理課】 【土木管理課】 ＜行政機能／消防／防災教育等＞
② 市の防災中枢拠点である市役所、高石消防署、災害医療センターである高石市立診療センター等の耐災害性の強化を推進する。	【総務課】 【危機管理課】 【地域包括ケア推進課】 ＜行政機能／消防／防災教育等＞
③ 災害発生時における消防活動体制の強化のために大阪府が策定した「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、国や大阪府、堺市消防局との密接な連携によって、緊急消防援助隊の受入れ体制の整備を推進する。	【危機管理課】 ＜行政機能／消防／防災教育等＞
④ 災害発生時に被災者の救出救助にあたる自衛隊や消	【危機管理課】

防、ボランティア等の救援救護活動や救援物資輸送の中核基地等の機能を発揮する都市公園（後方支援活動拠点、地域防災拠点となる都市公園）を整備する。また、蓮池公園に災害時用臨時ヘリポートを整備する。	【事業課】 ＜行政機能／消防／防災教育等＞
⑤ 地域防災力の向上のため、消防団の若手リーダーの育成、青年層・女性の消防団活動への積極的な参加の促進、処遇の改善、機能別分団・団員の導入の促進などにより組織強化に努め、教育訓練を実施して消防団員の防災に関する知識及び技能の向上を図る。また、消防団と地域の自主防災組織との連携強化に努めると同時に、地域の多様な人々の参画を促進し、地域の様々な団体や事業者等とも連携して自主防災組織の育成に努める。水防団については堺市高石消防署と協力し、その育成・強化を図る。	【危機管理課】 【土木管理課】 ＜行政機能／消防／防災教育等＞
⑥ 救助救出活動や支援物資等の輸送ルートの通行機能を確保するため、橋梁の定期点検及び修繕、道路の修繕などを推進する。	【土木管理課】 ＜交通・物流＞

2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	【担当課】 ＜施策分野＞
① 企業・事業所の従業員等の安全確保を図るとともに、一斉帰宅による街中の混乱を回避するため、大阪府の『事業所における「一斉帰宅の抑制」対策ガイドライン』（平成30年改正）等を踏まえた対策を促進する。	【経済課】 ＜産業構造＞
② 商工会議所と協力しBCP作成支援計画を作成し、事業者によるBCPの策定、BCMの実施や防災活動等を支援する。	【経済課】 ＜交通・物流＞
③ 大阪府や鉄道事業者などと連携し、一時滞在施設の確保、鉄道の運行情報等の発信体制の充実に努める。また、大阪府や関西広域連合、経済団体と連携して、市内の企業等に対して施設内待機等に係る計画を策定するための働きかけを行う。	【危機管理課】 ＜情報通信＞

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	【担当課】 ＜施策分野＞
① 医療施設の機能確保のため、施設の耐震化や非常用電源の確保などの対策やBCP策定を促進する。また、高石市立診療センター、高石薬剤師会、地域の医療機関及び医薬品等関係団体との連携強化を図	【地域包括ケア推進課】 ＜保健・医療・福祉＞

り、医療救護活動に必要な物資の備蓄や協定締結を促進する。（２－１② 一部再掲）	
② 地域における災害医療拠点となる医療機関との協力体制の整備を推進する。また、災害現場での応急処置等を実施する DMAT 隊等緊急医療班及び医療ボランティア等の円滑な派遣要請や受入れ体制、コーディネート機能を整備するため、大阪府和泉保健所等との調整を推進するとともに、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を有効活用するため、入力操作等の研修や訓練の定期的な実施を推進する。	【危機管理課】 【地域包括ケア推進課】 ＜保健・医療・福祉＞
③ 救急救命活動体制の強化を図るため、堺市消防局と連携を図り、救急救命士の養成・能力向上に努める。	【危機管理課】 ＜保健・医療・福祉＞ ＜人材育成＞
④ 救助救出活動や支援物資等の輸送ルートの通行機能を確保するため、橋梁の定期点検及び修繕、道路の修繕などを推進する。（２－２⑥ 再掲）	【土木管理課】 ＜交通・物流＞

２－５ 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	【担当課】 ＜施策分野＞
① 被災地域における食中毒の未然防止を図るため、大阪府及び和泉保健所と連携し、平常時から衛生講習会等を実施し、食品衛生に関する意識向上を図るとともに、食品関係施設への衛生指導、市民への広報を行う。	【地域包括ケア推進課】 ＜保健・医療・福祉＞
② 被災地域における感染症の拡大を抑えるため、大阪府及び和泉保健所と連携し、感染症の発生状況健康診断の勧告等を迅速かつ的確に行うことができるよう、防疫活動や保健活動体制の充実を推進する。また、新型コロナウイルス等の感染症の流行が懸念される状況においては、感染症対策を踏まえた避難所運営体制の整備や、感染症対策物品の備蓄を進めるとともに、ホテルや旅館等の活用等を含めた避難所の確保について検討する。	【危機管理課】 【地域包括ケア推進課】 ＜保健・医療・福祉＞
③ 被災時に下水道施設の機能の低下や停止を防止するため、下水道（汚水処理）施設設備の耐震化を推進する。また、災害時に下水道の機能を早期回復するため、下水道 BCP の策定を進める。さらに、スケールメリットを活かした広域化・共同化による管理方法について検討する。	【上下水道課】 ＜行政機能／消防／防災教育等＞ ＜住宅・都市＞
④ 避難所等において、簡易トイレの確保や手指消毒薬の備蓄等を進める。また、災害時に必要な仮設トイレの数を把握し、その確保に努める。	【危機管理課】 ＜保健・医療・福祉＞
⑤ 被災地域の衛生状態を確保するため、避難所等の生	【生活環境課】

活ごみや仮設トイレ（汲取り式）の適正処理のための関係機関との連携強化、広域的な支援の調整などを行う。	<保健・医療・福祉>
⑥ 災害発生時における災害廃棄物の適切な処理・処分を目的として災害廃棄物処理計画を作成する。	【生活環境課】 <住宅・都市>

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	【担当課】 <施策分野>
① 避難所となる小中学校体育館における空調設備の設置、小中学校のトイレの大規模改修などを行い、避難者の生活環境の改善を推進する。	【教育総務課】 <行政機能／消防／防災教育等> <リスクコミュニケーション>
② 福祉避難所の確保や避難所における介護や医療ケア等を通じた運営支援を充実させるため、人員の確保に努める。また、要配慮者が利用しやすいよう、避難所に指定された施設のバリアフリー化に努める。	【危機管理課】 <行政機能／消防／防災教育等> <リスクコミュニケーション>
③ 社会福祉施設の運営事業者に対して緊急・一時的な受入れ体制の整備を働きかけ、福祉避難所の補完体制の充実に努める。	【高齢・障がい福祉課】 <保健・医療・福祉>
④ 避難者の健康管理や生活環境の整備を行うため、避難所・福祉避難所・応急仮設住宅等において、大阪府と連携し巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等の実施体制の整備に努める。	【危機管理課】 【地域包括ケア推進課】 <保健・医療・福祉>
⑤ 大阪府や関係機関と連携の上、被災者のこころのケアを専門とする災害派遣精神医療チーム（DPAT）によるこころのケア対策や、避難所における要配慮者への福祉支援を専門とする大阪府災害派遣福祉チーム（大阪 DWAT）による要配慮者支援を実施できる体制の整備に努める。	【高齢・障がい福祉課】 <行政機能／消防／防災教育等> <保健・医療・福祉>
⑥ 被災時、動物の保護を図るため、市は大阪府、大阪府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等との協力体制の整備を推進する。	【生活環境課】 <エネルギー・環境>
⑦ 外国人に対しては、大阪観光局など関係機関と連携し、災害時通訳・翻訳ボランティアの確保・育成を検討する。また、多言語化や文化の違いを考慮した情報提供元の紹介を行う。	【危機管理課】 <情報通信> <リスクコミュニケーション>

3. 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による治安の悪化、社会の混乱	【担当課】 ＜施策分野＞
① 災害時の防犯対策に関する情報の周知や、地域の防犯体制の強化を図りつつ、災害時には大阪府警、高石警察署や地域住民と連携し、被災地における警戒活動や、地域安全情報の提供を行い、地域の安全を確保する。	【危機管理課】 ＜リスクコミュニケーション＞

3-2 市職員・施設等の被災による市庁機能の機能不全	【担当課】 ＜施策分野＞
① 市庁舎は津波浸水区域外であるが、市庁機能の維持をより確実にするため、非常用電源等の確保を進める。	【総務課】 【危機管理課】 ＜行政機能／消防／防災教育等＞ ＜金融＞
② 高石市業務継続計画の更新を行い、災害時の配備体制や緊急時における財務処理体制を整備する。	【総務課】 【危機管理課】 ＜行政機能／消防／防災教育等＞ ＜金融＞
③ 市の全職員が災害時に対応できるよう、資機材操作訓練、通信訓練、応急救護訓練、職員参集訓練、図上訓練、手順書の確認など、定期的な教育、訓練を実施する。また、大阪府の事例紹介や研修会等を通じて、災害対応体制（避難所運営や、り災証明発行事務など）の強化を図る。	【危機管理課】 ＜情報通信＞
④ 有線通信に加えて、市防災行政無線（固定系・移動系）、大阪府防災情報システムを活用し、関係機関における相互の迅速・確実な情報連絡及び連携体制を整備するとともに、市民への広報には防災行政無線（固定系）、広報車、配布物、インターネットなどを用いて防災情報の伝達を図る。	【危機管理課】 ＜情報通信＞
⑤ 他の自治体と災害時に相互応援を目的とする災害対策に関する協定を締結するとともに、実行性を高めるための訓練等に努め、受援体制を確立する。また、大阪府と調整のうえ、被災市区町村応援職員確保システムに基づく支援に協力する。	【危機管理課】 ＜行政機能／消防／防災教育等＞

4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	【担当課】 ＜施策分野＞
① 防災行政無線を含む情報伝達システムの機能維持のため、市庁舎の非常用電源設備の設置場所の検討、非常用電源設備の稼働持続時間の把握と照明器具ならびに燃料確保体制の整備を推進する。	【総務課】 【危機管理課】 【地域包括ケア推進課】 ＜行政機能／消防／防災教育等＞
② 被災状況や市民の避難状況などの把握、迅速な応急活動のために導入した移動系防災行政無線やデジタル簡易無線の適切な維持管理を行い、継続的に更新する。	【危機管理課】 ＜情報通信＞

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	【担当課】 ＜施策分野＞
① 被災状況、避難情報、避難所開設状況などの住民に必要な情報を確実に伝達するために、防災行政無線屋外スピーカーの機能向上やSNSの活用に努め、多様な情報伝達手段を確保する。また、防災行政無線屋外スピーカーで放送した音声を手話で聞くことができる自動応答装置の利用について周知する。	【危機管理課】 ＜情報通信＞

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	【担当課】 ＜施策分野＞
① 災害に関する情報及び被災者へ生活関連情報を伝達できるよう、体制及び施設、設備などの整備に努める。	【秘書課】 ＜リスクコミュニケーション＞
② 「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の適切な運用に努めるとともに、実効性を高めるため、必要に応じてマニュアルを改訂する。また、ハザードマップの周知・啓発を図る。	【危機管理課】 ＜情報通信＞ ＜リスクコミュニケーション＞

5. 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	【担当課】 ＜施策分野＞
① 商工会議所と協力し BCP 作成支援計画を作成し、事業者による BCP の策定、BCM の実施や防災活動等を支援する。	【経済課】 ＜産業構造＞
② 市道の改良工事や鉄道の整備を実施し、広域緊急交通路等とネットワークする交通路の強化を促進させる。また、鉄道施設や道路・橋梁の損壊による交通インフラの長期間にわたる機能停止を防ぐため、定期的な点検を行うとともに長寿命化に向けた計画の作成と、修繕を含む耐震化を進める。また、災害発生時の交通・物流ネットワークとなる海上輸送ルートを確保するため、浚渫工事や港湾管理者（大阪府）及び漁港管理者（高石市）による岸壁の補修等の維持管理を促進する。	【経済課】 【土木管理課】 【事業課】 ＜住宅・都市＞ ＜交通・物流＞
5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動、サプライチェーンの維持への甚大な影響	【担当課】 ＜施策分野＞
① エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入や蓄電池・燃料電池の利活用等を促進する。	【経済課】 ＜行政機能／消防／防災教育等＞ ＜官民連携＞
② 災害時におけるエネルギー供給及びライフラインの被害拡大防止のため、エネルギー供給事業者やライフライン事業者に対して、BCP の策定を促進する。	【経済課】 ＜エネルギー・環境＞ ＜官民連携＞
5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	【担当課】 ＜施策分野＞
① 事業者が施設の新設等を行う際には、高石市環境保全協定「災害の防止に関する細目協定」に基づき事前協議を行うことで施設の安全に対する普及啓発を図る。また、企業立地促進制度による災害対策施設に対する固定資産税の軽減を行うことにより防災対策の促進を図る。	【経済課】 【危機管理課】 ＜産業構造＞

5-4 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響	【担当課】 ＜施策分野＞
① 災害発生時の交通・物流ネットワークとなる海上輸送ルートを確保するため、浚渫工事や港湾管理者（大阪府）及び漁港管理者（高石市）による岸壁の補修等の維持管理を促進する。（5-1② 一部再掲）	【経済課】 ＜住宅・都市＞ ＜交通・物流＞
② 港湾施設が被災した際、アクセス道路等を確保するため、必要な道路及び橋梁の改良、整備を推進する。	【土木管理課】 【事業課】 ＜住宅・都市＞ ＜交通・物流＞

5-5 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	【担当課】 ＜施策分野＞
① 橋梁、横断歩道橋等については、適切に維持管理を行うとともに、長寿命化対策を推進する。また、老朽化した横断歩道橋は災害時に倒壊した場合、通行を遮断することになるため、あり方を検討する。（1-1③ 再掲）	【土木管理課】 【社会教育課】 ＜住宅・都市＞ ＜交通・物流＞
② 橋梁の耐震化、舗装道路の点検及び修繕などを推進する。加えて、南海本線・高師浜線の13箇所の踏切を除却し、東西交通の円滑化と市街地の一体化を図るため、鉄道の立体交差化を推進する。また、JR阪和線の立体交差化についても検討を行う。（2-1⑧ 再掲）	【土木管理課】 【事業課】 ＜住宅・都市＞ ＜交通・物流＞

5-6 食料等の安定供給の停滞	【担当課】 ＜施策分野＞
① 食料品の安定供給（集荷・分配機能）の停止を回避するため、商工会議所と協力しBCP作成支援計画を作成し、事業者によるBCPの策定、BCMの実施や防災活動等の実施を支援する。	【経済課】 【危機管理課】 ＜行政機能／消防／防災教育等＞

6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	【担当課】 ＜施策分野＞
① 電気やガス等の長期間にわたる機能停止を防ぐため、関連事業所のBCPや防災対策計画の策定に関する広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努める。	【危機管理課】 ＜エネルギー・環境＞
② エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入や蓄電池・燃料電池の利活用等を促進する。（5-2① 再掲）	【経済課】 ＜エネルギー・環境＞

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止	【担当課】 ＜施策分野＞
① 災害時における給水機能の停止を未然に防止するため、高石配水場について計画的に改築更新を行うとともに、老朽化した水道管路に耐震管を用いて更新を行い、災害に強い管路を構築する。さらに被災時に給水機能が停止した場合に備え、飲料水の供給を行うために給水車の配備や緊急用飲料水袋、給水コンテナなどの備蓄資機材の整備を推進する。（2-1① 再掲）	【上下水道課】 ＜行政機能／消防／防災教育等＞ ＜住宅・都市＞
② 災害時の相互応援協定を基本とした水道事業者間での連携強化のための働きかけや、水の確保のための広域的な応援体制の整備を進める。	【上下水道課】 ＜行政機能／消防／防災教育等＞ ＜住宅・都市＞

6-3 下水道施設等の長期間にわたる機能停止	【担当課】 ＜施策分野＞
① 被災時に下水道施設の機能の低下や停止を防止するため、下水道（汚水処理）施設設備の耐震化を推進する。また、災害時に下水道の機能を早期回復するため下水道BCPの策定を進める。さらに、スケールメリットを活かした広域化・共同化による管理方法について検討する。（2-5③ 再掲）	【上下水道課】 ＜行政機能／消防／防災教育等＞ ＜住宅・都市＞
② 災害廃棄物処理計画を作成し、災害時のし尿施設及びごみ処理施設を管理・保有している泉北環境整備施設組合による災害時に必要になる資機材、資材の確保を図る。また、あらかじめごみの一時保管場所の候補地を検討しておくとともに、ごみ処理施設等	【生活環境課】 ＜エネルギー・環境＞ ＜官民連携＞

が被災した場合に備え、周辺市町との協力体制の整備に努める。	
-------------------------------	--

6-4 基幹的交通から地域交通網に関する交通インフラの長期間にわたる機能停止	【担当課】 ＜施策分野＞
① 鉄道施設や道路・橋梁の損壊による交通インフラの長期間にわたる機能停止を防ぐため、定期的な点検を行うとともに長寿命化に向けた計画の作成と修繕を含む耐震化を進める。また、南海中央線や羽衣駅周辺整備において無電柱化を推進する。	【土木管理課】 【事業課】 ＜行政機能／消防／防災教育等＞ ＜住宅・都市＞ ＜交通・物流＞
② 市道の改良工事や鉄道の整備を実施し、広域緊急交通路等とネットワークする交通路の強化を促進させる。また、鉄道施設や道路・橋梁の損壊による交通インフラの長期間にわたる機能停止を防ぐため、定期的な点検を行うとともに長寿命化に向けた計画の作成と、修繕を含む耐震化を進める。また、災害発生時の交通・物流ネットワークとなる海上輸送ルートを確保するため、浚渫工事や港湾管理者（大阪府）及び漁港管理者（高石市）による岸壁の補修等の維持管理を促進する。（5-1② 再掲）	【経済課】 【土木管理課】 【事業課】 ＜住宅・都市＞ ＜交通・物流＞

6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全	【担当課】 ＜施策分野＞
① 災害時に河川構造物等の防災インフラが機能不全になることを防ぐため、定期点検と修繕等の維持管理を進める。また、洪水被害を軽減するために河川の土砂の浚渫を行うなどして河川構造物等の流路断面の確保を図る。	【土木管理課】 ＜国土保全・土地利用＞

7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	【担当課】 ＜施策分野＞
① 堺市消防局と連携し、消防施設等の充実、消防水利の確保、消防体制の整備、消防団の活性化を通じて消防力の強化を図り、また、応援体制の整備、関係機関との連携により消火、救助、救急体制の充実に努める。	【危機管理課】 ＜行政機能／消防／防災教育等＞ ＜官民連携＞
② 堺市消防局と連携し、火災予防査察の充実、防火管理者の育成、防火対象物定期点検報告制度、住宅防火対策を推進し、市民・事業者に対する指導、啓	【危機管理課】 ＜住宅・都市＞

発、高層建築物の火災予防指導、自衛消防組織の設置指導を行うことで、市街地の火災予防を図る。	<リスクコミュニケーション>
③ 災害から市民を安全に避難させるため、一時避難場所、広域避難場所及び避難路の周知に努め、要配慮者にも留意して整備するとともに、消防水利の確保など総合的に安全性の向上を図る。さらに「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の適切な運用に努めるとともに、実効性を高めるため、必要に応じてマニュアルを改訂する。	【危機管理課】 <行政機能／消防／防災教育等> <リスクコミュニケーション>

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生	【担当課】 <施策分野>
① 堺市消防局と連携し、防火対象物及び危険物を有する施設の実態把握に努め、施設・設備の維持管理指導及び防火指導を行い、関係事業者による火災危険の排除及び火災時の対応に関する体制整備を促進する。	【危機管理課】 <エネルギー・環境> <国土保全・土地利用>

7-3 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺	【担当課】 <施策分野>
① 道路地下空間等の耐震対策、水道・下水道等のインフラ施設の老朽化・耐震化対策を進める必要があり、公共下水道管の老朽化に伴う事故や故障による機能停止を未然に防止するため計画的な改築更新を行う。	【上下水道課】 <行政機能／消防／防災教育等> <住宅・都市> <交通・物流>
② 災害時の道路通行を円滑にするために、迅速な道路啓開、交通規制、災害廃棄物の早期処理体制の整備を進める。関係機関と連携した道路啓開訓練を実施するなど道路啓開体制等の充実を図る。また、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理することを目的として、災害廃棄物処理計画の作成を進める。	【生活環境課】 <住宅・都市> <交通・物流>

7-4 防災インフラの損壊・機能不全による多数の死傷者の発生	【担当課】 <施策分野>
① 防災インフラ等の損壊・機能不全による多数の死傷者の発生を防ぐため、防災インフラの防災・減災対策を推進する。災害時における河川の流水機能を維持するため、土砂撤去や浚渫、河川構造物の修繕のための体制整備を進める。	【土木管理課】 <国土保全・土地利用>

7-5 有害物質の大規模拡散・流出による国土・海洋の荒廃	【担当課】 ＜施策分野＞
① 堺市消防局と連携し、災害発生に伴う有害物質の拡散・流出を防ぐため、「大阪府化学物質管理適正指針」に基づき、管理事業者による有害化学物質の管理計画書の提出義務化や立入検査の実施などにより防災対策を促進する。	【危機管理課】 ＜行政機能／消防／防災教育等＞ ＜エネルギー・環境＞

7-6 農地等の被害による国土の荒廃	【担当課】 ＜施策分野＞
① 農地等の被害を防ぐため、被災農地が早期復旧できる体制を整備する。	【経済課】 ＜農業・漁業等＞

8. 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復興が大幅に遅れる事態	【担当課】 ＜施策分野＞
① 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、災害廃棄物処理体制の整備を図る。	【生活環境課】 ＜行政機能／消防／防災教育等＞ ＜エネルギー・環境＞
② 大阪府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、大阪府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、高石市社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO 及びその他ボランティア活動推進機関と連携するとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO 等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時に、ボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう環境の整備に努める。	【社会福祉課】 ＜行政機能／消防／防災教育等＞ ＜人材育成＞

8-2 広域地盤沈下・液状化等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	【担当課】 ＜施策分野＞
① 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態を回避するた	【経済課】 【土木管理課】

め、防潮堤、下水道施設等の都市基盤施設の点検整備、老朽化対策を進める。	【上下水道課】 ＜行政機能／消防／防災教育等＞ ＜住宅・都市＞ ＜国土保全・土地利用＞
② 被災時に長期湛水等を早期に解消するため、平常時よりポンプ場施設の耐震化及び更新を進める。	【上下水道課】 ＜国土保全・土地利用＞
③ 被害の長期化に備えて、大阪府と連携し広域避難計画等を検討する。	【危機管理課】 ＜リスクコミュニケーション＞

8－3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	【担当課】 ＜施策分野＞
① 文化財の所有者・管理者の防災意識を啓発し、消火栓の設置・改修、消火・避難訓練の実施などを働きかける。	【危機管理課】 【社会教育課】 ＜住宅・都市＞
② 高石市地域防災計画等に基づき、蓮池公園を平時は市民が憩える公園として、災害時は市民の避難場所、資機材等の物流基地、復旧復興活動拠点、仮設住宅建設用地等の機能を備えた防災公園として整備する。（1－2② 一部再掲）	【事業課】 ＜金融＞ ＜リスクコミュニケーション＞

8－4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	【担当課】 ＜施策分野＞
① 境界トラブルの未然防止、公共事業の円滑化、災害復旧の迅速化、土地売買の円滑化のため、地籍調査等についての周知に努める。	【土木管理課】 ＜住宅・都市＞ ＜金融＞ ＜国土保全・土地利用＞

8－5 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による市域経済等への甚大な被害	【担当課】 ＜施策分野＞
① 大阪府と連携し、風評被害防止のための正しい情報発信、中小企業の事業再開のための措置、被災者の雇用機会確保等の施策の整備に努める。	【経済課】 ＜金融＞ ＜情報通信＞ ＜産業構造＞

② 事業者の防災活動を促進するため、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努める。商工会議所と連携し、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画の策定に努める。	【経済課】 ＜行政機能／消防／防災教育等＞ ＜金融＞
--	---